

令和7年度 消防設備士講習案内

実施機関：神奈川県

受託機関：一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

消防法第17条の10の規定に基づく「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

1 受講対象者（消防法施行規則第33条の17）

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内

→ 令和5年度に免状の交付を受けた方

(2) 消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内

→ 令和2年度に講習を受けた方

※ 講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、最初の免状交付が基準となります。

○ 期限内に受講しない場合は、消防法令違反として行政措置の対象となることがある。

2 講習日及び講習会場等 ※ 神奈川県では当分の間「特殊消防用設備等」の講習は実施しない。

講習区分	免状種別	講習日	定員	講習会場
消火設備	第1類	10月8日(水)	170	かながわ労働プラザ
	第2類	10月21日(火)	170	かながわ労働プラザ
	第3類	11月5日(水)	120	レンブラントホテル海老名
		11月20日(木)	170	かながわ労働プラザ
警報設備	第4類 第7類	10月7日(火)	170	かながわ労働プラザ
		10月23日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月28日(火)	170	かながわ労働プラザ
		10月30日(木)	170	かながわ労働プラザ
		11月6日(木)	120	レンブラントホテル海老名
		11月19日(水)	170	かながわ労働プラザ
避難設備 消火器	第5類 第6類	10月9日(木)	170	かながわ労働プラザ
		10月22日(水)	170	かながわ労働プラザ
		10月29日(水)	170	かながわ労働プラザ
		11月4日(火)	120	レンブラントホテル海老名
		11月18日(火)	170	かながわ労働プラザ

3 講習時間 ※「効果測定」の時間を含む。

受付時間	9時00分～ 9時30分（一部免除者は12時20分～12時40分）
講習時間	9時30分～17時30分（一部免除者は12時45分～17時30分）

4 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等の関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

5 受講申請受付期間等について

＜郵送のみ＞ 8月1日(金)～8月22日(金)（消印有効）

※受付開始日の到着分より先着順受付。定員になり次第終了。

受付開始前到着分は、開始5日後到着として扱います。そのため定員に達している場合は受講できません。

※受講希望日の第1希望が定員に達した場合、第2希望、第3希望の順に講習日を振替えて受け付ける。

※定員に達した講習日は、当協会のホームページで確認が可能。

※受講票等は申請書を受理後、講習予定日の1か月前までに発送。

※申請時に提出された書類及び手数料は、いかなる場合でも返還できません。ご了承の上申請してください。

6 受講申請に必要な書類等

※講習区分ごとに必要。(例:「消火」「警報」の2区分受講の場合、下記(1)～(4)が2部ずつ必要)

(1) 消防設備士講習受講申請書(納付済証貼付)	○ 申請書の太枠内を記入。受講希望日は、第3希望まで記入すること。 ○ 手数料欄には「神奈川県納付書」により金融機関等で7,000円納付した後の「納付済証」を貼付(領収日付印が必要)。(「神奈川県収入証紙」をお持ちの場合は、7,000円分を貼付。) ※ 神奈川県収入証紙の販売は終了していますが、お持ちの方は今年度に限り利用できます。令和6年度の申請書に「神奈川県収入証紙」を貼付済みの方は、令和7年度の申請書を記入し、令和7年度申請書と令和6年度申請書(証紙を貼ったままのもの)の2枚の申請書を郵送してください。 ○ 写真貼付欄に貼付する写真は、次のとおり。 ①正面からの上三分身像(胸から上)で無帽、無背景(6か月以内に撮影したもの)。 ②大きさは枠なしで縦4cm、横3cm。 ※カラーコピーや普通紙に印刷したものでも可。エクセルで作成した申請書に、データを貼り付けることでも可。
(2) 消防設備士免状の写し	○ 消防設備士免状のコピー(表側)を申請書の所定の位置に貼付。 ※コピーはカラーでも白黒でも大丈夫ですが、内容が鮮明であることが必要。
(3) 返信用封筒	○ 定形長形3号120mm×235mm 110円切手を貼付し、返信を希望する郵便番号、住所、氏名を記入。 ※講習区分ごとに一通必要。申請書を受理した後、受講通知書及び受講票を送付します。
<該当者のみ> (4) 講習科目の一部免除書類	①受講予定日から遡って6か月以内に、消防設備士講習(科目免除を受けた講習を除く。)を受講した場合、前記4(1)に記載された科目の受講免除が可能。希望者は、受講済み免状の両面又は講習受講証明書をA4サイズの用紙にコピーの上提出すること。 ②今年度、神奈川県で2区分以上受講する場合、2日目以降の講習受講時に講習科目の一部免除が可能。2日目以降の一部免除者受付時に免状裏面の講習履歴で確認。詳細は会場で説明。 ※ いずれの場合も効果測定は実施

7 受講申請の方法

前記6の書類一式を定形長形3号(120mm×235mm)以上の封筒で郵送してください。

※複数区分を受講する場合は、一括して申請すること。

※紛失事故を避けるため簡易書留等のご利用を推奨します(送料は申請者負担)。

8 その他

○ 受講案内、申請書及び納付書は、消防本部、消防署、各地域県政総合センターにもあります(部数に限りあり)。

○ 受講案内、申請書は、当協会ホームページからダウンロード可能。

※ただし、納付書はダウンロードできません。納付書が必要な場合は、神奈川県消防保安課(TEL045-210-3436)へお問合せください。

【申請書送付先・問い合わせ先】

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター4階408号室

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会 TEL: 045-201-1908 FAX: 045-212-0971